徳島県人権条例（仮称）素案

前　文

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。これは世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として全ての国民に保障する日本国憲法の理念とするところである。

本県では、長年にわたり家庭、学校、事業者及び地域社会と一体となって、部落差別をはじめ、女性、子ども、障がいのある人、高齢者、外国人等に対する差別等の人権問題と真摯に向き合い、人権教育及び人権啓発の取組を進めてきたが、今なお、こうした人権問題は存在しており、学校、職場等におけるいじめ及びハラスメントも依然として後を絶たない。さらに、情報化の進展をはじめとする社会の急速な変化に伴い、インターネット上における心ない誹謗（ひぼう）中傷及びプライバシーの侵害、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する認識不足等、新たな人権問題も次々と顕在化している。加えて、頻発化と激甚化が進む自然災害が発生した際には、社会的に弱い立場にある人々がより大きな困難に対峙（たいじ）せざるを得ないなど、個人の属性及び社会等の環境が絡み合った複合的な人権問題も生じており、これまで以上に多角的かつ包括的な対応が求められている。

こうした状況を踏まえ、私たちは、人権尊重の共生社会づくりを推進するため、差別、いじめ、ハラスメントその他のいかなる人権侵害も決して許さないという強い決意を持って、これまで培ってきた人権教育及び人権啓発の歩みを確かなものとして受け継ぎ、時代の変化に合わせて一層発展させなければならない。そのためには、行政の取組にとどまらず、全ての県民が、それぞれの立場から互いに手を携え、社会全体で人権尊重の輪を力強く広げていくことが不可欠である。

このような認識の下、全ての県民の人権が尊重され、誰もが自分らしく輝くことのできる共生社会を実現し、未来の世代へと引き継ぐため、この条例を制定する。

1　目　的

（1）この条例は、人権尊重の共生社会づくりに関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の共生社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重の共生社会づくりを推進することを目的とする。

2　定　義

（1）この条例において「人権尊重の共生社会づくり」とは、全ての県民が、差別、いじめ、ハラスメントその他のいかなる人権侵害も受けることなく、個人として尊重され、多様性を認め合いながら互いに支え合う社会を実現することをいう。

3　基本理念

（1）人権尊重の共生社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

① 全ての県民が、差別、いじめ、ハラスメントその他のいかなる人権侵害も受けることなく、個人として尊重され、安全にかつ安心して暮らすことができること。

② 全ての県民が、互いに個人の尊厳を守り、個性の違い及び多様性を認め合い、並びに相互に連携し、協力し、及び支え合うこと。

③ 全ての県民が、自らの意思によって社会活動に参画し、その人らしく活躍できること。

4　人権侵害の禁止

（1）何人も、差別、いじめ、ハラスメントその他のいかなる人権侵害も行ってはならない。

5　県の責務

（1）県は、第３条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権尊重の共生社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（2）県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村、事業者その他の関係者と連携するものとする。

（3）県は、市町村、事業者その他の関係者が実施する人権尊重の共生社会づくりに関する取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

6　県民の責務

（1）県民は、基本理念にのっとり、人権尊重の共生社会づくりに関する理解を深めるよう努めるものとする。

（2）県民は、家庭、学校、職場、地域社会その他のあらゆる場において、人権尊重の共生社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

7　事業者の責務

（1）事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、人権を尊重するよう努めるとともに、個性の違い及び多様性を認め合うことの重要性について理解を深めるよう努めるものとする。

（2）事業者は、その事業活動を行うに当たっては、人権侵害の防止及び多様性が受容される環境の整備に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

8　人権教育及び人権啓発

（1）県は、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、広く県民に対し、人権尊重の共生社会づくりに資する人権教育及び人権啓発を実施するものとする。

（2）県は、人権教育及び人権啓発の実施に当たっては、学校教育、社会教育その他の教育に携わる者に対し、情報の提供、研修の機会の確保その他の必要な支援を行うものとする。

9　基本方針

（1）知事は、人権尊重の共生社会づくりに関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

（2）基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

①　人権施策の基本的な事項

②　人権課題の分野ごとの人権施策に関する事項

③　人権教育及び人権啓発に関する事項

④　前３号に掲げるもののほか、人権施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項